

低所得者対象の無料低額診療の実情

－医療保護施設の全国調査を基に－

○ 十文字学園女子大学 野島靖子 (006669)

沖縄大学地域研究所特別研究員 伊藤わらび (000193)

キーワード：生活保護法第38条、医療保護施設、無料低額診療事業

1. 研究目的

近年における経済的悪化は、貧困と格差の拡大を顕在化し、解雇、失業、ワーキングプア、等の居住問題や、一方ホームレスをターゲットにした貧困ビジネスの増加が社会問題となっている。筆者らは、先に生活保護法における保護施設である「救護施設」(2008年)、「宿所提供施設」(2009年)、「更生施設」(2011年)について調査研究を行った。本研究においては、同様に必ずしもその実態が明らかでない「医療保護施設」についてその実態を明らかにすると共に、その役割と課題を考察することを試みた。生活保護法第38条第4項において、「医療保護施設は、医療を必要とする要保護者に対して医療の給付を行うことを目的とする施設とする」と規定されている、厚生労働省「社会福祉施設等調査報告」によると、2011年度の医療保護施設数は、58か所となっている。

2. 研究の視点および方法

今日の医療制度を理解する上で明治期以降第2次世界大戦終戦前の医療保護等についてその沿革と発展についての認識が必要である。1961年に国民皆保険体制が実施されて以降今日においても、生活保護法における「医療保護施設」が設置され、一方、社会福祉法において「無料低額診療事業」が実施されている。特に、近年の貧困・格差拡大社会における影響の有無も視野において研究を進める。厚生労働省「社会福祉施設等調査報告」による2010年度に設置されている全国60か所の医療保護施設を対象にアンケート調査票を郵送した。回収率は30.0%であった。東京都及び神奈川県内の該当する病院6カ所と「無料低額診療事業」を実施している2か所の病院を合わせて訪問し実情の説明を受けた。戦前から戦後における医療保護事業について十分な理解を得るために、歴史のある病院の沿革と発展について、許可を頂き事例として取り上げた。

3. 倫理的配慮

本研究の過程および結果公表の全般にあたり、日本社会福祉学会「研究倫理指針」第1総則及び第2指針内容の各号について遵守した。アンケート調査の実施に当たり依頼状において回答は統計的処理を行い、個々の施設名が外部に出ることはないことを明記した。特に調査結果の公表に当っては調査対象の匿名性に配慮した。

4. 研究結果

医療保護施設の設立運営形態については、回答のあった18病院の全てが社会福祉法人で民間法人であった。医療法人ではなく社会福祉法人が設立運営であることが特徴の一つであるといえる。

設立については、戦前から戦中における設立が多い。最も古い設立は1889年で、最も新しい病院で設立後47年、平均年数85年8カ月であった。

医療相談室については、18病院のうち「ある」が16カ所、「ない」が1カ所、「その他」が1カ所であった。ソーシャルワーカーの有無については、「いる」が17カ所、「いない」が1カ所であった。回答のあった17カ所の病院におけるソーシャルワーカーの人数は総数で55人、1カ所当たりの人数では、最大値が6人、最小値は0人、平均3.6人であった。

対象となる病院が医療保護施設として厚生労働省の名簿にあることを知っているかどうかの設問については、「知っていた」が14カ所77.8%、「知らなかった」が4カ所22.2%であった。知った経緯については、「就職した時から知っていた」「同僚・先輩から聞いた」が共に7カ所で、「法人等のホームページで知った」「自分で調べた」が共に各1カ所であった。無料低額診療事業については、17カ所より回答があったが、17カ所が「実施している」であった。実施人数は、回答のあった13病院合計の延べ数で、計221,169人であった。無料低額診療を開始した年月日については、5カ所より回答があり、「1951年」1カ所、「1952年」2カ所、「1984年」1カ所、「2008年」1カ所である。利用者の内訳については、「生活保護申請中」が最も多く4,024人、「保険加入だが払えない」が879人、「路上生活」が76人、「仕事があるが健康保険なし」が75人などである。

格差拡大・貧困化の影響があるかどうかについては17カ所より回答があり、全17カ所より「はい」の回答があった。自由記述では、「その影響を受ける患者さんが医療費の支払い困難として相談に来られるケースがあるため」「高齢者層では年金額に大きな差がある。同居の有無も大きく影響している。若年層ではワーキングプアのケースが多い」などに県があった。

設立主体が社会福祉法人の病院であることについての自由記述では「公的なセーフティネットにかからない場合の最後の拠り所であると考え」「日本の医療、福祉の最終ラインを守るという使命感」「地域の医療・福祉の向上に貢献していきたい」「社会福祉法人だからといっても、その病院の基本方針は責任者の理念により大きく異なる場合がある。必ずしも福祉的な理念を先に立たせることができるとは限らない」等の意見があった。担当者からは本事業を評価し、社会的に貢献しているという自負がうかがえる。国民の所得格差が拡大し、貧困率が上昇し、一方海外からの労働者が多い中で、本事業は現在、制度の谷間にある人々の健康、生命を守る最後の砦となっているといえる。